

（近時の裁判例の紹介）

・会社法 341 条は、定款により役員を選解任に係る株主総会決議の定足数に（「議決権を行使することができる株主の過半数」といった）頭数要件を設けることを許容しているか？

・東京高判令和 4・10・31 金判 1664・28

「株主総会の決議の定足数及び決議要件に関する会社法の規定についてみると、309 条 1 項は、株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨規定し、定足数及び決議要件のいずれについても議決権数によることとする一方、これらにつき定款で別段の定めをすることができる旨を規定している。これに対し、同条 2 項は、1 号から 12 号までに列挙する株主総会……の決議にあつては、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行わなければならないと規定するとともに、定足数につき定款で割合を 3 分の 1 以上と定めた場合にはその割合以上、決議要件につき定款で 3 分の 2 を上回る割合を定めた場合にはその割合以上と規定しており、定足数及び決議要件のいずれについても議決権数によることとしているほか、柱書で、決議要件につき一定の株主の賛成を要すること等の要件を付加することができる旨規定している。そして、株式会社における役員を選解任に係る株主総会決議については、309 条とは別に、341 条の規定がおかれ、議決権を行使することができる株主の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数によると規定して、定足数及び決議要件のいずれについても議決権数によることとし、定足数につき定款で 3 分の 1 以上の割合を定めたときはその割合以上、決議要件につき定款で過半数を上回る割合を定めたときはその割合以上によるとされている。」

「以上のような各規定の体裁からすると、会社法は、株主総会の決議における定足数及び決議要件について、資本多数決の観点から議決権数によることを基礎としつつも、定款によって異なる定めをすることを許容するのを原則としているが、会社ないし株主に重大な影響を及ぼす事項を決議する場合における株主総会の決議の定足数及び決議要件については、資本多数決を徹底し、定款で定めることができる内容を限定しているものということができる。すなわち、341 条は、『第 309 条第 1 項の規定にかかわらず』とした上、定足数については、『3 分の 1 以上の割合を定款で定めた場合』、決議要件については、『これ（過半数）を上回る割合を定款で定めた場合』と規定し、定款で定めることができる内容を限定している。そして、前記のとおり、定款で定めることができる内容を限定していることは、309 条 2 項においても同様である。このような株主総会決議における定足数及び決議要件に関する 309 条 1 項、同条 2 項、341 条の各規定が設けられた趣旨に照らすと、会社法は、役員を選解任に係る株主総会決議については、議決権数による定足数及び決議要件の下限を定めるとともに、定款で定めることができる内容を限定して、資本多数決によることを徹底しているものと解するのが相当である。」

「これを本件についてみると、定款……が定める定足数の規定は、役員を選解任に係る株主総会の決議には適用されないものと解するのが相当である。」